第2次米原市総合計画

基本構想見直し案

米 原 市 令和3年12月

目 次

第1部	序論
第1章	総合計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・1
	画策定の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2章	総合計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 米	治基本条例に基づいた計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 原らしさの追求と創出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第3章	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 地 3 市 4 ま	会経済環境の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2部	基本構想
第1章	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
第2章	将来イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2 将	 来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
第4章	政策・施策の体系・・・・・・・・・・・・・・39
第3部	施策展開
第1章	健やかで安心して暮らせる支え合いのまちづくり【福祉】・・・・44
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	

第2章	ともに学び輝き合う人と文化を育むまちづくり【教育・人権】・・・64
2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	心豊かで多様な未来を切り拓く子どもが育つまち(就学前・学校教育) · 65 地域全体で子どもを守り育てるまち(家庭・学校・地域連携/青少年) · · 68 人と地域を豊かにする学び合いと育ち合いのまち(生涯学習) · · · · · 70 誇りと愛着のある地域文化を守り生かし伝えるまち(歴史文化) · · · · · 72 スポーツによって、人と人、地域と地域がつながるまち(スポーツ) · · · 74 一人一人が尊重され平和を大切にするまち(人権/男女/多文化) · · · · · 77
第3章	水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり【環境・防災】・ • • 80
3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち(自然環境) ・・・・ 81 彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち(生活環境) ・・・・ 83 自然や風土と調和した美しい風景を守り伝えるまち(景観) ・・・・ 86 みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち(防災/消防) ・・・・ 88 暮らしの安全と生活の安心を守るまち(防犯/消費生活/交通安全/上下水道) ・・ 92
第4章	地域の魅力と地の利を生かした活力創出のまちづくり【産業経済】・・・96
4-1 4-2 4-3 4-4	地域資源を磨き生かしたおもてなし観光のまち(観光)・・・・・・ 97 1次産業の振興と6次産業化でにぎわいを創出するまち(農林水産) 100 地域特性と地の利を生かした元気な商工業を創出するまち(商工業) 103 多様な働き方、働く場所、働く機会を創出するまち(雇用/労働)・・ 105
第5章	心地よく暮らせるにぎわいと交流を支えるまちづくり【都市基盤】・・108
5-1 5-2 5-3	鉄道駅の機能を生かしたにぎわいのまち(駅周辺活性化)・・・・・・ 109 コンパクトな地域の拠点をつくり、公共交通ネットワークでつなぐ快適な定住環境のまち(都市計画/公共交通/定住促進) 111 快適で安全な暮らしを支える道路交通網が整備されたまち(道路)・・・ 114
第6章	まちづくりを進めるための基盤【都市経営】・・・・・・・・116
6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	多様な主体による協働のまちづくりの推進(総働・共創のまちづくり) · 117 効果的な情報発信と情報共有の推進(シティセールス/広報広聴) · · · · 119 新しい地域の仕組みづくり(自治会支援/新たな支え合いの仕組みづくり) · · · 122 効果的かつ効率的な行政経営の推進(公民連携/公共施設マネジメント) · 124 健全で安定した財政運営の推進(健全財政) · · · · · · · · · · · · · 127
第4部	基本構想の推進
第1章	基本構想の推進に向けて・・・・・・・・・・・・131
2 総	域経営の観点に立った行財政運営の推進 ・・・・・・・・・・・ 131 働・共創によるまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・ 131 DCAサイクルに基づく進行管理 ・・・・・・・・・・・・ 132



第1章 総合計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

米原市では、平成 19 年6月にまちの憲法である米原市自治基本条例*(平成 18 年米原市条例第 43 号)の理念に基づき、市民との協働*によるまちづくりを進めるための指針として第1次米原市総合計画を策定し、人口減少、少子高齢社会の到来等の社会情勢の中、市民、地域、事業者等および市がともに地域の振興や課題解決に取り組む協働*のまちづくりを進め、地域の良さを生かした発展と合併後の一体感の醸成を図ってきました。

第1次米原市総合計画は、平成28年度に10年間の計画期間の終期を迎えます。この間、本計画の策定根拠となっていた地方自治法の規定*1は、平成23年8月に地方自治法の一部を改正する法律の施行によって法的な策定義務はなくなりましたが、今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とした、更なる政策展開が必要であると考えています。

本市は長年にわたり、人々の営みを通じて地域の資源が守られ、美しい自然や伝統文化が 大切に引き継がれてきた、人と自然が共生して命の水を育む「水源の里*」です。このこと を踏まえ、本市の魅力ある地域資源を最大限に生かし、市民等との協働*をより深めながら、 住み続けたいまち、訪れてみたいまち、住んでみたいまちとしての信頼と評価を高め、全て の市民が、自らが住むまちに自信と誇りを持ち、これからの未来にふさわしい次なる米原市 の創造に向けて取り組むためには、その方向性を示すことが重要となります。

このため、中長期的な展望に立ち、米原市自治基本条例*に基づく市民等との協働*によるまちづくりを進めるための指針として、第2次米原市総合計画を策定します。

※1:削除された地方自治法第2条第4項の条文

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 計画の構成と期間

総合計画は、まちづくりを進めるための指針となる中長期的な計画です。分野ごとの個別計画の最上位となる計画であり、市の将来像とその実現のための構想をまとめたものです。第1次米原市総合計画では、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっていましたが、第2次米原市総合計画では、これまでの基本構想と基本計画を統合した基本構想と、基本構想で示した施策を推進するためのアクションプランの二層構造とします。

(1) 基本構想

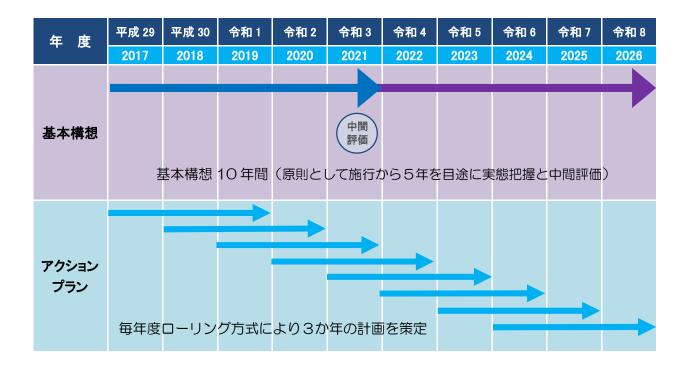
基本構想は、本市が目指す将来像の目標および目標達成のために必要な施策の方向性と 具体的な施策体系を示す長期構想として策定します。これまでの基本構想と基本計画を統 合し、より具体性の高い基本構想として策定します。

計画期間は、平成 29 年度(2017年度)から令和 8 年度(2026年度)までの 10年間とします。なお、社会経済情勢の変化等に対応するため、原則として策定から5年をめどに実態把握と中間評価を行い、必要がある場合は計画内容の見直しを行うこととします。

(2) アクションプラン

アクションプランは、基本構想で示した施策を推進するため、具体的な事業の内容や実施年度を示す実行計画として策定します。

計画期間は3年間とし、毎年度更新する中で、重点的な取組事項等を盛り込んだ内容とします。



第2章 総合計画の基本方針

1 自治基本条例に基づいた計画

自治基本条例*は、米原市の50年、100年後の未来を見据えた、変わることのないまちづくりの理念を示し、総合計画は、自治基本条例*の理念に基づき、向こう10年間のまちづくりの到達目標を示すものです。

この条例には、まちづくりを進めていく上で欠かせない5つの基本原則を定めています。 米原市総合計画では、この原則の下、市民、事業者等および市との協働*のまちづくりを進めていきます。

(1) 市民主権

市民は、まちづくりの主役であり、参加、参画、協働*により、まちづくりを担うことができます。市は、まちづくりの主体である住民の信託により、都市経営に対し執行責任を負います。

(2) 役割分担および協働*

市民、事業者等および市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完や連携によって協働*のまちづくりを推進します。そして、地域全体の意識の向上や人材育成に努めます。

(3) 持続的発展

世代を超えた地域全体の公益を増進させるため、まちづくりに関する諸活動は、持続的な発展に寄与していくものとします。

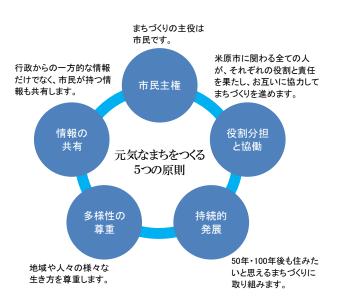
(4) 多様性の尊重

全ての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利があります。米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的および環境的多様性に配慮し、市民活動や地域社会の自主性を尊重しながら進めます。

(5) 情報の共有

まちづくりに関する情報は、米原市の公共的 財産となります。このため、市民、事業者等お よび市において共有されることを原則としま す。

■自治基本条例の原則



2 米原市らしさの追求と創出

少子高齢化への対応や定住人口の維持は、全国的な課題となっており、米原市においても 例外ではありません。今後、全国の自治体が魅力や個性を高め合う競争が加速する中、米原 らしさの追求や、地域ブランドの創出などに戦略性が求められます。このため、次の点に留 意した計画とします。

(1) 米原市シティセールスプラン*の推進

住み続けたいまち、訪れてみたいまち、住んでみたいまちとしての信頼と評価を高めるため、米原市を「びわ湖の素 米原」と表現し、その魅力を戦略的に全国へ発信する米原市シティセールスプラン*を平成 27 年4月に策定し、都市ブランドの更なる向上を目指し令和 2年3月に改訂しました。総合計画では、本市の認知度やイメージを高め、地域活性化を図るための重要な取組である「米原市シティセールスプラン*」と目標を共有しながら推進を図ります。

■米原市シティセールスプラン*の目指す姿

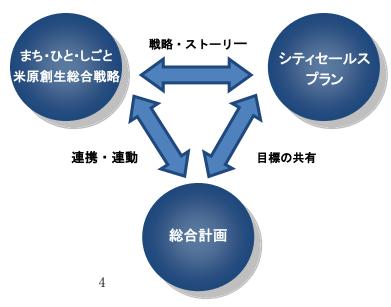


- ○市民の愛着や誇りが醸成され、自ら自分のまちを推奨する市民が増えています。
- ○米原市の対外的な認知度や良好なイメージが高まり、米原ファンが拡 大しています。
- ○米原市に誇りと愛着を持って暮らす人々によって、持続可能なまちが つくられています。

(2) まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*との連携

国が進める地方創生戦略に対応するため、一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成すること(まち)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保すること(ひと)、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出すること(しごと)の3つを企画、推進する「第2期まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*」を令和2年3月に策定しました。この戦略で定める、人口減少の克服に向けた取組、目標や施策の内容、評価の仕組みは、第2次米原市総合計画においても重視しなければならない課題であるため、まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*と連携しながら推進を図ります。

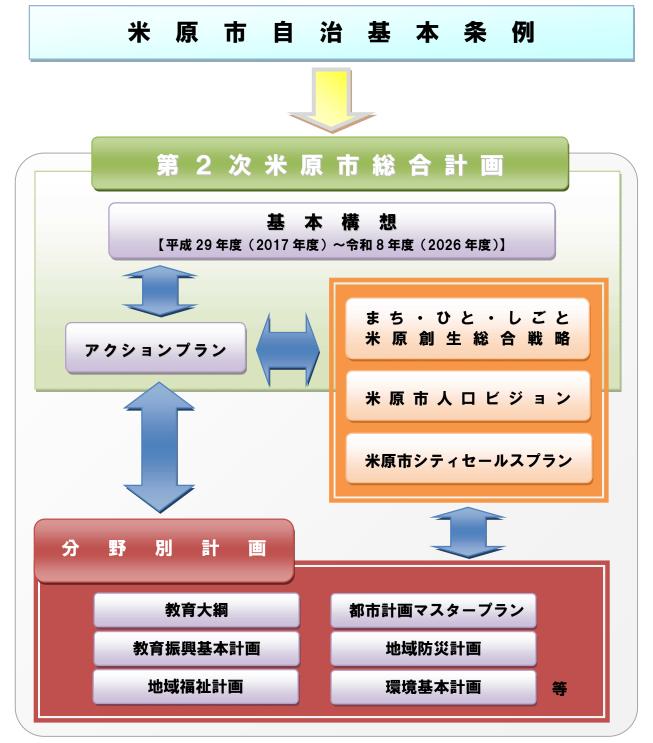
■米原らしさの創出イメージ



3 計画の位置付け

総合計画は、本市のまちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、米原市自治基本条例*の理念の下、地方創生の動向に合わせて重点的な人口減少対策に取り組むための計画である「まち・ひと・しごと米原創生総合戦略*」、まちの魅力を戦略的に発信して総合的な魅力を高める「米原市シティセールスプラン*」と連携しながら、一体的に本市のまちづくりを推進するものです。

また、教育、福祉、都市計画などの行政の各分野において作成する分野別計画を、総合計画の方針に合わせて作成することで、目指すまちの実現に取り組みます。



第3章 計画策定の背景

1 社会経済環境の変化

(1) 地方分権の推進

地方分権改革の推進の下、国から地方への事務や権限の移譲が進められる中、地方自治体においては、行政の質と効率を向上させるとともに、地域の個性や地域資源が最大限に生かされ、自立性の高い責任ある行政運営を進めていくことが求められています。

このような背景を踏まえ、創意と工夫にあふれた自立したまちづくりを進めていくためには、意思決定過程への市民等の参画を進め、行政、市民、事業者等のあらゆる主体が連携し、それぞれの役割と責任を担い協働*することで、地域社会全体を活性化していく必要があります。

(2) 人口減少と少子高齢化の動向

日本の総人口は、本格的な減少局面を迎えています。一方で、急速な少子高齢化を背景とする社会保障費の増大、労働力人口の減少による経済規模の縮小、地域コミュニティ*の担い手不足など、社会生活における様々な影響が懸念されており、これらに対応した取組が必要です。

また、子どもや子育て世代を社会全体で支援する仕組みや高齢者を支える地域包括ケアシステム*の構築に対する重要性がますます高まっています。

さらに、一世帯当たりの人員数も減少しており、単身世帯や核家族世帯といった小規模な世帯が増加傾向にあります。中でも、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加は、孤立死や老老介護*といった社会問題を発生させており、地域におけるセーフティネットづくりを進めていく必要があります。

(3) 高度情報化社会の進展

近年の情報通信技術(ICT*: Information and Communication Technology)の飛躍的な発達は、インターネットの社会基盤化を背景として、高速ネットワーク、とりわけモバイル通信の普及を背景としたスマートフォンの普及、クラウド*化に伴うビッグデータ・オープンデータの活用が高まりを見せています。

このような状況に対して、医療や福祉、生涯学習、防災、産業などの分野で、情報通信技術を活用した様々なサービスの提供や充実が求められています。また、「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」の導入を契機とし、自治体クラウド*の導入をはじめとする情報システムの効率化に取り組む必要もあります。

一方、こうした社会システムの急速な転換に迅速に対応できない情報弱者への支援、地域による情報格差*(デジタル・ディバイド)の発生、セキュリティの確保や個人情報の保護なども課題となっています。

(4) 質の高い暮らしの創造

成長に変わる新しい価値観として、暮らしの質(QOL: Quality Of Life)を高めることが重視され、単なる生活水準の向上を超えた、暮らしの豊かさが重んじられています。一人一人がやりがいを持って能力を発揮できる社会、自然や文化芸術との触れ合い、社会とのつながりや助け合い、支え合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の創造が求められています。

これに加えて、就労価値観の多様性から、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という考え方も普及してきており、男性の育児や介護の参加、シニア世代の自由時間の増大によるボランティア活動の活発化など、個人の生きがいを重視するライフスタイルが尊重される傾向が生まれています。

市民の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりなどにより NPO*活動やボランティア活動が一層の広がりを見せており、行政への市民参画や市民と行政の協働*によるまちづくりの意識が高まっています。

そうした中で、自助、互助、共助、公助*による「補完性の原則」が再認識されています。特に、近年は家庭や地域コミュニティ*の機能低下が指摘されることも多く、人と人がつながり助け合いながら、ともに暮らしていく互助や共助の重要性が高まっています。

(5) 雇用状況の変化

平成 20 年、アメリカの金融危機に端を発した世界的な景気の悪化等により、我が国の景気の状況は厳しいものとなっていましたが、完全失業率は、平成 21 年度の 5.2%をピークに減少してきており、平成 26 年度で 3.6%となっています。有効求人倍率*については、平成 21 年度の 0.45 倍を境に上昇し、平成 26 年度で 1.11 倍となっています。

一方で、非正規の職員・従業者数は年々増加してきており、平成 14 年度には 1,451 万人でしたが、平成 26 年度には 1,962 万人となりました。同様に非正規の職員・従業者割合は、平成 14 年度 29.4%から平成 26 年度 37.4%に増加し、過去最高水準となっています。また、近年は、雇用契約期間が長い非正規雇用労働者数が増加しており、所得の減少や不安定な雇用の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少要因となっていることが指摘されています。

(6) 循環型社会*の進展

地球温暖化の進行、森林の減少などに対する環境保全活動の推進は、人類の生存 基盤に関わる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、循環型社会*への転換と 低炭素や自然共生社会への取組が求められています。

また、我が国のエネルギー政策の在り方については、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて様々な議論が行われています。自然環境への負荷の少ない社会を目指すため、エネルギー資源の少ない我が国においては、エネルギー源の多様化や再生可能エネルギー*の利活用を進めていくことが重要とされています。

(7) 地域ぐるみの教育の推進

近年、学校におけるいじめや不登校の問題、子どもの学力の低下、ニート、ひきこもりなどが懸念されています。こうした背景を踏まえ、教育基本法の改正や新教育指導要領の実施など少人数学級や外部人材の参画の促進、コミュニティ・スクール*の創設などの教育改革の取組が進められています。また、子ども・若者育成支援推進法などにより、地域が一体となって子どもの健全な成長を支えていく考え方が示されています。

また、核家族化や少子化、地域コミュニティ*の希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域環境の変化が、家庭や地域の教育力の低下の大きな原因となっており、全ての子どもが自立して社会で生きていく基礎を育てるため、児童生徒や地域の実態等を踏まえ、生徒の個性を生かせる創造的で柔軟な「特色ある学校づくり」が求められています。確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をバランスよく育てることが大切であり、家庭、地域、学校が互いに連携し、地域全体で教育に取り組むことが必要です。

さらに、近年、社会問題化している子どもの貧困についても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、格差社会の連鎖を生まないよう社会全体で支援を行う必要があります。

(8) 安全・安心意識の高まり

近年の巨大地震や異常気象の不安や教訓から、防災に対する意識や対策への関心が高まっています。自然災害から生命や財産を守るための総合的な防災対策を充実させるとともに、人と人とのつながりや助け合い、支え合いといった地域コミュニティ*機能を高めていくことが重要です。

また、感染症の流行や食の安全の問題、あるいは家庭内暴力や高齢者虐待、凶悪犯罪の 低年齢化、振り込め詐欺などによる被害の増加、更にはインターネットや SNS の利用に おけるトラブルの発生など、生活を脅かす事案が増えつつあり、安全安心の確保に向けた 取組が求められています。

(9) 公共施設等の老朽化とマネジメントの推進

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。国においても「新しく造ること」から「賢く使うこと」への取組の重点化が進められており、インフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画*の策定が望まれています。

こうした中、公共施設等の一元管理と中長期的な維持管理、更新等を見据えた施設の管理運営、更には既存ストックの合理的な利活用も含めたマネジメントの推進が求められています。

(10) 持続可能な行財政運営

今日の国、地方を取り巻く財政環境は、人口減少と高齢化の進展により、今後厳しさを増すものと見込まれています。将来にわたり安定した市民サービスを提供していくためには、政策の目的を明確にした上で、限られた経営資源を計画的かつ効率的に提供していくことが重要です。そのため、地方自治体には高い経営力や戦略性を持ち、計画、改革、予算が一体となった、持続可能な行財政運営を推進し、機動的かつ効率的な組織を構築していくことが求められています。

2 地域特性

(1) 米原市の概要

本市は、古来からヤマトタケルノミコトの神話や息長族の繁栄、交通の要衝としての中世・近世の歴史など、文化や経済にわたって強い結び付きを持ってきたまちです。平成の大合併に伴い、市民の日常生活でも相互の交流が活発な4つの町(山東町、伊吹町、米原町、近江町)が、2度の合併を経て2005年(平成17年)に誕生しました。

平成 27 年 10 月現在、人口は 39,893 人、世帯数は 14,040 世帯であり、人口密度は 159.3 人/続です。

本市は、滋賀県東北部地域の中心に位置し、市の北と西を長浜市に、南を彦根市および多賀町に、東は岐阜県揖斐川町、関ヶ原町および大垣市と接しています。

東西は 13.2 キロメートル、南北は 31.6 キロメートル、総面積は 250.39 平方 キロメートル(うち琵琶湖の面積: 27.32 平方キロメートル、居住地面積: 65.24 平方キロメートル)で、県土全体の 6.23%を占めています。

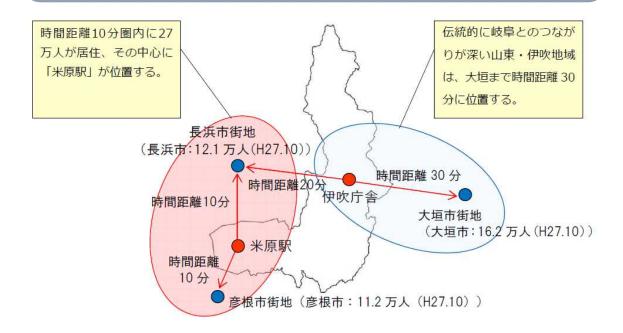
また、滋賀県最高峰の伊吹山(1,377m)とその南には霊仙山(1,094m)がそびえ、総面積の63%を占める森林(森林面積:158.04 平方キロメートル)に蓄えられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ琵琶湖に注ぎ込む、水と緑に包まれた自然豊かな水源の里*です。

一方、滋賀県唯一の新幹線停車駅米原駅を有するほか、東海道本線、北陸本線、 近江鉄道が乗り入れるとともに、主要道路として名神高速道路と北陸自動車道の2 つの高速道路とそのジャンクションおよび米原インターチェンジが立地するなど、 県東北部における広域交通の要衝となっています。



① 米原市の地政学的な特長

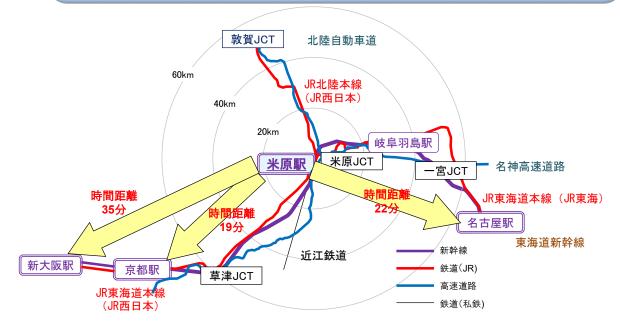
本市は米原駅から時間距離 10 分で長浜市(平成 27 年 10 月現在 12.1 万人) や 彦根市(平成 27 年 10 月現在 11.2 万人) にアクセスでき、米原駅を中心に 27 万人が居住し、湖北、湖東の中核都市に挟まれたコンパクト都市圏を有しています。一方、山東、伊吹地域は、伝統的に中京方面(大垣市・名古屋市)とのつながりが深く、大垣市(平成 27 年 10 月現在 16.2 万人) は時間距離 30 分に位置しています。



② 米原市の交通

本市は新幹線、鉄道、高速道路など、近畿、中部、北陸を結ぶ大動脈の結節点であり、交通の要衝となっています。

また、新幹線を利用することにより、京都、名古屋へは約 20 分、新大阪へは約 35 分で移動することが可能であり、名古屋、京都、大阪等の大都市と極めて高いアクセス性を有しています。



③ 地域の特長

近畿・中部・北陸を結ぶ出会いの地域

近畿、中部、北陸を結ぶ要衝にあり、古くから中山道、北国街道、北国脇往還などを使って人とモノと情報が活発に行き来した地域です。現代でも、名神高速道路、北陸自動車道、東海道新幹線、東海道本線、北陸本線、近江鉄道などの広域交通網が集中しており、多くの人が集まりやすく、将来の発展に向けて高い可能性を持った地域です。

歴史文化を大切に共有してきた地域

ヤマトタケルの神話や歴代天皇の皇后を輩出した息長族の舞台となるなど、古来から歴史を共有してきた地域です。中世、近世の歴史の舞台にも度々登場し、室町時代の大名佐々木道營(京極高氏)、戦国時代を代表する豊臣秀吉や石田三成などが活躍し、数多くの史跡を残しています。

美しい自然と共に息づく地域

東には伊吹山、南には霊仙山がそびえ、総面積の約6割を占める森林に蓄えられた水が、姉川や天野川となって流れ琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな水源の里*です。

良好な環境の指標として知られるホタルのほか、多様な生き物たちの姿がみられ、私たちの暮らしにうるおいや恵みをもたらしています。

人と人とのふれあいを大切にする地域

人を大切にし合う豊かな心や、コミュニティを支える熱い人情が息づいている地域で、ふれあい豊かなコミュニティは、自らの地域課題を自ら解決していくエネルギーを持っています。

このような人を大切にする風土は、地域お茶の間創造事業など活発な市民活動を生んでいます。

自然や歴史を生かした交流がさかんな地域

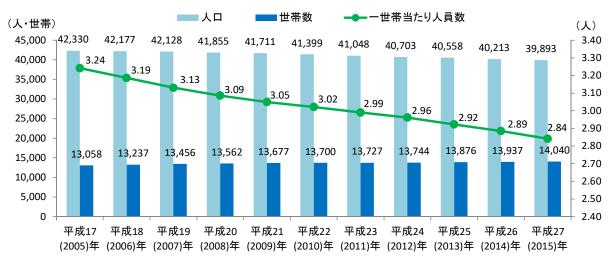
豊かな自然や歴史の魅力にひかれて、年間 160 万人の観光客が四季を通じて訪れる地域です。

また、関西屈指の雪質を誇るとされるスキー場があり、スキー、スノーボード、キャンプ、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、天の川ほたるまつりなど、四季を通じた多彩なイベントや、修学旅行生の農家民泊など都市と農村の交流が繰り広げられています。

(2) 社会的・経済的特性

① 人口動向

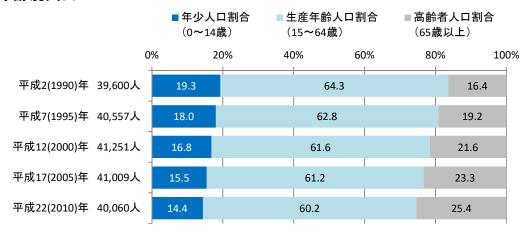
ア 総人口・世帯数



資料:米原市ホームページ(各年10月1日)

本市の総人口・世帯数は、平成27年(2015年)10月1日現在39,893人、14,040世帯となっています。平成17年(2005年)からの推移を見ると、総人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあるため、一世帯当たり人数は減少しています。

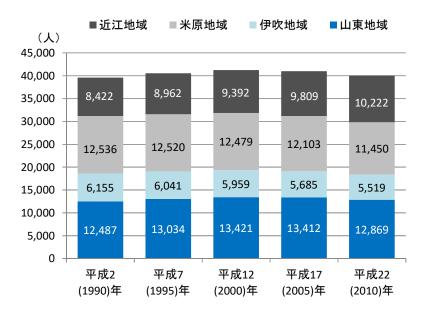
イ 年齢別人口



資料:国勢調査(各年10月1日)

国勢調査による年齢別人口の推移を見ると、65歳以上の高齢者人口の割合が上昇しています。0~14歳の年少人口および15~64歳の生産年齢人口の割合は低下し続けています。

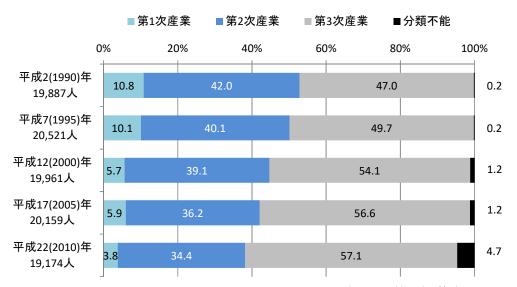
ウ 地域別人口



資料:国勢調査(各年10月1日)

国勢調査による地区別人口の推移を見ると、近江地域では増加傾向が続いていますが、米原地域と伊吹地域では減少傾向にあります。山東地域では、増加傾向でしたが、平成17年(2005年)から減少に転じています。

工 産業別就業人口



資料:国勢調査(各年10月1日)

産業別就業者数の構成比を見ると、第1次産業、第2次産業ともに年々低下しており、平成22年(2010年)にはそれぞれ3.8%、34.4%となっています。一方、第3次産業は年々上昇しており、平成22年(2010年)には57.1%となっています。

2 産業

ア 製造業の推移



資料:工業統計調査、経済センサス

製造業の推移を見ると、製造品出荷額等は増加傾向にあり平成 26 年 (2014 年) は約 4,469 億円となっています。事業所数は増減を経て 106 件、従業者数は 4,484 人となっています。

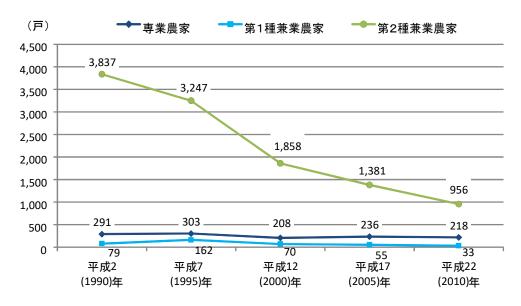
イ 商業の推移



資料:商業統計調査、経済センサス

商業の推移を見ると、事業所数は減少傾向にあり平成 26 年(2014年)は 232 事業所となっています。従業者数は 1,584 人、年間商品販売額は約 404 億円となっており、いずれも平成 24 年(2012年)から増加しています。

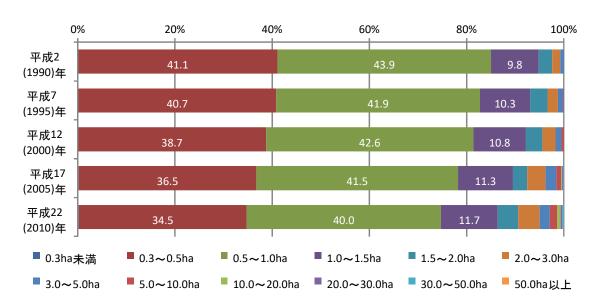
ウ 農家数の推移



資料:世界農林業センサス、農林業センサス

※第1種兼業農家:農業所得を主とする農家、第2種兼業農家:農業所得を従とする農家

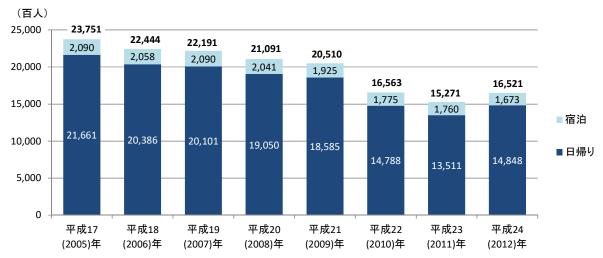
エ 耕地面積別農家数の推移



資料:世界農林業センサス、農林業センサス

農業の動向については、農家数が減少傾向にあり、専業・兼業の推移では、第2種兼業農家の減少が顕著です。耕地面積は1ha以下が7割強を占めますが、1ha以上の大規模農家の割合が徐々に増えてきています。

オ 観光入込客数の推移



資料:滋賀県観光入込客統計調査

観光の動向について見ると、近年の観光入込客数は年々減少していましたが、平成24年(2012年)には増加に転じ約165万2千人となっています。内訳では、平成24年(2012年)に日帰り客が増加に転じて約148万5千人となった一方、宿泊客は減少を続けており、約16万7千人となっています。

③ 運輸

ア 鉄道駅(一日平均旅客乗車人員)の推移

(単位:人)

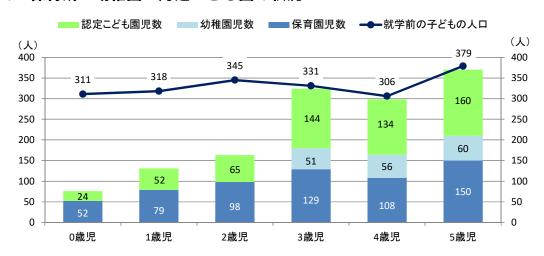
	定期/定期外	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	定期	225	212	206	200
柏原	定期外	59	55	56	51
	合計	284	267	262	251
	定期	615	603	601	624
近江長岡	定期外	220	223	231	233
	合計	835	826	832	857
	定期	220	222	219	210
醒ヶ井	定期外	150	165	172	176
	合計	370	387	391	386
	定期	412	426	423	465
米原(新幹線)	定期外	5,266	5,424	5,687	5,968
	合計	5,678	5,850	6,110	6,433
	定期	2,511	2,475	2,475	2,628
米原	定期外	1,992	2,069	2,283	2,332
	合計	4,503	4,544	4,758	4,960
	定期	456	459	484	499
坂田	定期外	177	166	45	106
	合計	633	625	529	605

資料:滋賀県統計書

鉄道各駅における一日平均旅客乗車人員の推移を見ると、米原駅では新幹線・在 来線とも増加傾向にありますが、柏原駅では減少傾向にあります。

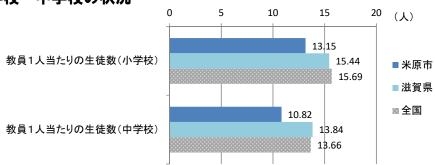
4) 教育

ア 保育所・幼稚園・認定こども園の状況



資料:米原市(平成28年3月1日現在)

イ 小学校・中学校の状況



資料:滋賀県ホームページ、平成27年度学校基本調査

就学前の子どもの教育・保育施設の利用状況を見ると、3歳以上のほとんどの子どもが保育所、幼稚園または認定こども園を利用しています。また、米原市の小中学校における教員1人当たりの生徒数は、滋賀県や全国よりも少なくなっています。

ウ 図書館の状況

(単位:冊)

			蔵書	利 用	状 況	
						団体貸出冊数
		総数	成人用	児童用	個人貸出冊数	(図書館への 貸出を含む)
平成 24(2012) 年度	山東図書館	128, 972	87, 851	41, 121	329, 170	7, 850
十成 24(2012) 千及	近江図書館	121, 122	88, 004	33, 118	179, 938	8, 013
平成 25(2013)年度	山東図書館	127, 344	86, 607	40, 737	298, 568	7, 171
十成 25 (2013) 千茂	近江図書館	124, 897	90, 839	34, 058	174, 632	9, 028
平成 26(2014) 年度	山東図書館	131, 119	89, 267	41, 852	292, 445	7, 092
十成 20 (2014) 年及	近江図書館	124, 301	89, 876	34, 425	183, 020	8, 057

資料:米原市

図書館の状況では、前年度と比較すると平成 25 年度(2013 年度)に個人貸出数が減少しましたが、平成 26 年度(2014 年度)には増加に転じています。

⑤ 福祉・介護

ア 医療施設の状況

		施討	设数		人口 10	万人当たりの	施設数	
		湖北医療圏	米原市	湖北医療圏	米原市	長浜市	彦根市	全国平均
病	院	4	0	2.4	0.0	3.2	2.7	6.6
— ;	般診療所	99	21	60.3	52.4	62.8	69.6	68.3
	内科系	79	21	48.1	52.4	46.7	42.8	42.1
	外科系	15	4	9.1	10.0	8.9	14.3	17.8
	小児科系	49	10	29.8	25.0	31.4	24.1	16.5
	産婦人科系	2	0	1.2	0.0	1.6	6.2	3.8
	皮膚科系	7	1	4.3	2.5	4.8	7.1	8.9
	眼科系	6	0	3.7	0.0	4.8	6.2	5.9
	耳鼻科系	2	0	1.2	0.0	1.6	4.5	4.4
	精神科系	3	0	1.8	0.0	2.4	1.8	4.3
在!	宅療養支援病院	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
在!	宅療養支援診療所	13	4	7.9	9.0	7.3	4.5	11.4
-	般診療所病床	35	0	21.3	0.0	28.2	33.9	92
病	院病床	1,460	0	889.2	0.0	1,176.2	856.8	1,219.6
	一般病床	1,046	0	637.1	0.0	842.7	654.5	698.8
	精神病床	249	0	151.7	0.0	200.6	0.0	263.7
	療養病床	161	0	98.1	0.0	129.7	189.9	251
	結核·感染症病床	4	0	2.4	0.0	3.2	12.5	6.1

	職員	員数	人口 10 万人当たり人員数				
	湖北医療圏	米原市	湖北医療圏	米原市	長浜市	彦根市	全国平均
医師(常勤換算人数)	190	0	115.8	0.0	153.2	93.8	152.8
看護師(常勤換算人数)	1,061	0	646.0	0.0	854.4	518.0	632.1

医療施設の状況を見ると、人口 10 万人当たり一般診療所数は、湖北医療圏や全国に比べて、少なくなっています。

イ 介護施設の状況

	施設数		75 歳以上 1 千人当たり施設数				
	湖北医療圏	米原市	湖北医療圏	米原市	長浜市	彦根市	全国平均
介護施設数(合計)	285	71	13.6	12.8	13.9	12.7	13.8
訪問型介護施設数	67	18	3.2	3.2	3.2	2.8	3.3
通所型介護施設数	88	26	4.2	4.7	4.0	3.2	3.5
入所型介護施設数	38	8	1.8	1.4	2.0	2.0	2.1
特定施設数	0	0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3
居宅介護支援事業所数	55	14	2.6	2.5	2.7	2.6	2.6
福祉用具事業所数	22	2	1.1	0.4	1.3	1.5	1.0

	定	員数	75 歳以上 1 千人当たり施設数				
	湖北医療圏	米原市	湖北医療圏	米原市	長浜市	彦根市	全国平均
入所定員数(入所型)	1,497	277	71.4	49.9	79.2	58.2	77.7
入所定員数(特定施設)	0	0	0.0	0.0	0.0	6.4	17.0

	職員数		職員数 75 歳以上 1 千人当たり施設数					
	湖北医療圏	米原市	湖北医療圏	米原市	長浜市	彦根市	全国平均	
看護師(常勤換算人数)	261	64	12.5	11.6	12.8	11.9	13.7	
介護職員(常勤換算人数)	1,438	331	68.6	59.6	71.8	62.9	77.0	

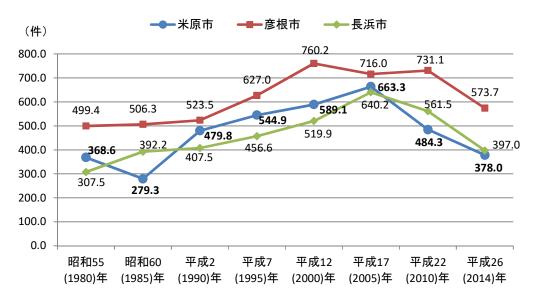
湖北医療圏における介護施設の状況を見ると、75歳以上1千人当たり施設数は全国平均レベルとなっています。米原市のみの合計で見ると、全国平均を下回りますが、通所型介護施設の充実と在宅支援を軸とした施策(米原市保健・福祉・医療連携モデル)を展開しているため、通所型介護施設数は全国平均を上回っています。

資料:日本医師会JMAPホームページ(http://jmap.jp/)

医療介護情報局(株式会社ケアレビュー)

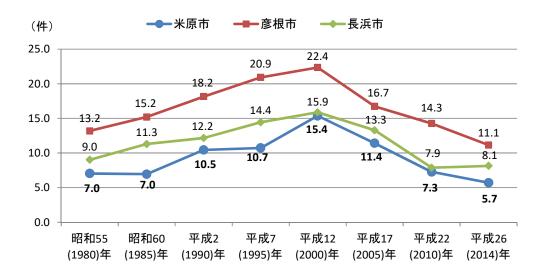
⑥ 安全・安心

ア 交通事故発生件数(人口10万人当たり)の推移



資料:滋賀県統計書を基に作成

イ 刑法犯認知件数(人口千人当たり)の推移

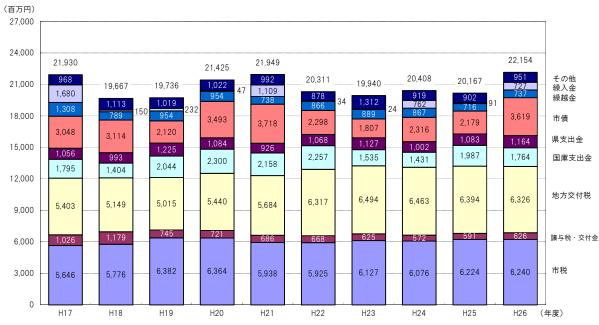


資料:滋賀県統計書を基に作成

交通事故発生件数・刑法犯認知件数とも、近隣市よりも低水準で推移しています。______

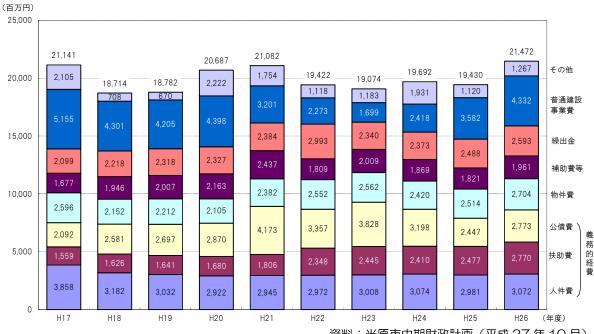
⑦ 財政

ア 歳入決算額の推移



資料:米原市中期財政計画(平成27年10月)

歳出決算額の推移



資料:米原市中期財政計画(平成27年10月)

市の歳入の根幹となる市税収入は平成26年度に約62.4億円、地方交付税は約63.3 億円となっています。ただし、国の合併支援措置である普通交付税の合併算定替えに より、一本算定と比較して約 13 億円多く交付されています(合併算定替えは、平成 27年度から段階的に縮減され、平成32年度に終了します。)。 歳出のうち、人件費は、 平成 18年以降は30億円前後で推移し、平成26年度に約30.7億円となっています。 扶助費については、少子高齢化の進展により、社会保障関係経費が年々増加している ため、平成26年度に約27.7億円となっています。

3 市民の意識

(1) 市民アンケートから

本市では、総合計画の進捗状況の確認やまちづくりについての意見を把握するため、平成27年に市民意識調査および小中学生アンケートを実施しました。

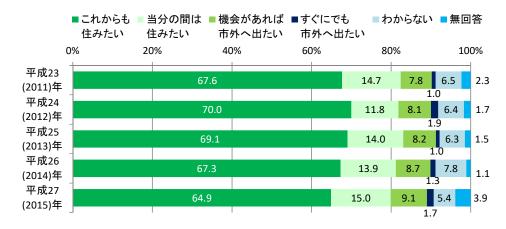
■調査実施概要

	市民意識調査	小中学生アンケート
対象者	18歳以上の米原市民 2,000人	米原市内の小学4年生~中学3年生
調査期間	平成27年6月23日~7月6日	平成 27 年 7 月 1 日~7月 10 日
回収数	1,108票	2,163票 (小学生:989、中学生:1,174)
回収率	55.4%	93.4%

※小中学生アンケートは、10年後に成人となる小学4年生から中学3年生までを対象に実施

① 定住意向・好感度

■これからも米原市に住みたいか(18歳以上市民)

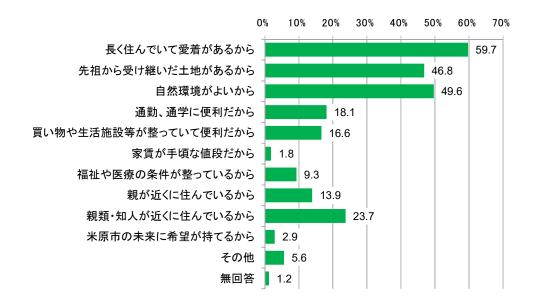


■米原市が好きか(小中学生)

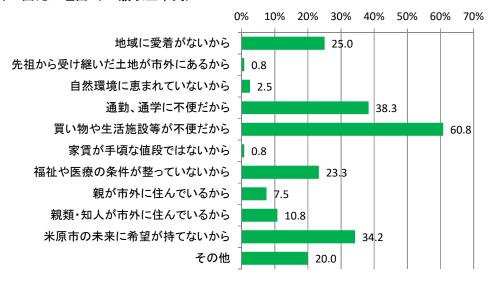


米原市にこれからも「住み続けたい」市民は約8割となっています。また、米原市が好きな小学生は約8割、中学生は約7割となっています。

■住み続けたい理由(18歳以上市民)



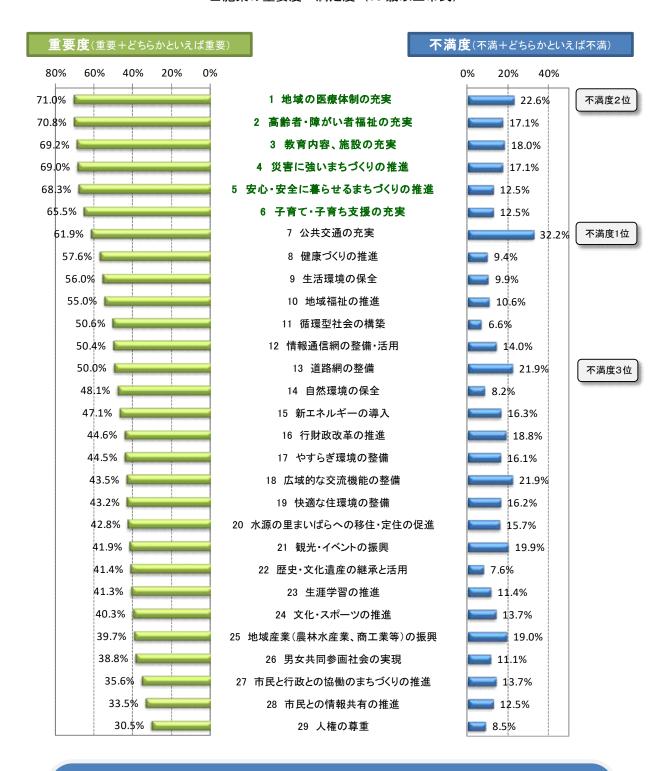
■市外へ出たい理由(18歳以上市民)



18歳以上市民の住み続けたい理由は「愛着がある」「自然環境」が多く、市外に出たい理由は「買い物や生活施設等が不便」「通勤、通学が不便」が多くなっています。

② 施策の重要度・満足度

■施策の重要度・満足度(18歳以上市民)



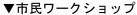
重要度では、「1 地域の医療体制の充実」、「2 高齢者・障がい者福祉の充実」、 「3 教育内容、施設の充実」の順に高くなっており、取組を拡充していく必要が あります。

不満度では、「7 公共交通の充実」、「1 地域の医療体制の充実」、「13 道路網の整備」の順に高く、快適で安心して利用できる公共交通の確保や地域医療体制の充実などに取り組むことが求められています。

(2) 市民ワークショップから

本市では、平成27年に2回にわたる市民ワークショップを開催し、「10年後どんな米原市に住んでいたいか」をテーマに、理想とする10年後のまちの姿や、理想とするまちを実現するための方法等について検討しました。

- ■市民ワークショップ意見(これからのまちづくりに必要なもの)
- ●自治会同士が助け合って盛り上がる、地域や自治会が連携できる仕組みづくり ⇒ <u>新たな支え合</u> いの仕組み
- ●世界基準の夢が持てるまち ⇒ 子どもや若者、子育て世代を支える取組の展開
- ●米原発でインターローカル*に、地域と世界がつながる情報受発信 ⇒ **シティセールスの推進**
- ●行政組織、自治会、市民活動団体の**多様な主体の連携**
- ●米原市を好きになれる学習機会
- ●駅前を中心としたにぎわい、チャレンジショップ*など
- ●人にやさしい企業(子育て、高齢者福祉など)の支援、**多世代が交流できる居場所**づくり
- ●未来に残したい自然環境保全のための活動と自然体験や学習機会の連動、市内資源のプランド化
- ●人の交流によるにぎわい創出、既存資源の利活用
- ●学びと人材育成の連携による**学び合える仕組みづくり**
- ●地域リーダーの育成のみならず、人材を継続的に生み出す仕組み
- ●安心安全なまちづくり(防災、防犯)
- ●医療、福祉、健康、スポーツによるまちづくり
- ●買い物利便性の確保、駅からの交通利便性の確保
- ●小さな拠点と大きな拠点をつなぐ交通アクセスの確保、駅を拠点にした交通ネットワーク
- ●地域資源を生かした米原らしい産業の創出、地域ビジネスの創出
- ●山林を活用したにぎわいづくりと森林関係の人材育成、山村文化伝承、冒険遊び場*など
- ●山の魅力を伝えるリーダー育成、山林ファンづくり、地域の宝物をデザインする仕組み





4 まちづくりの課題

各種アンケートの調査結果や市民ワークショップの意見について、分野ごとに集約、整理 すると、次のような課題を抽出することができました。

福祉 保健

人と人、地域と地域がつながり、支え合うまちづくりが必要

- ●学童保育の充実、多様な保育サービスの充実
- ●地域社会ぐるみの子育て支援施策の推進
- ●地域お茶の間創造事業の推進、多様な主体の参加による支え合い
- ●日常生活支援(買い物支援、移動支援)を支える仕組みづくり
- ●障がい者の福祉充実
- ●地域特性に合わせた地域包括ケアシステム*の確立
- ●保健、医療、福祉の連携強化
- ●健康長寿につながる施策の推進
- ●まちづくりと連動した、市民の健康づくり

教育 人権

地域の特色を生かし、学び育ち合うまちづくりが必要

- ●学校間交流や小中学校連携の推進
- ●学校と地域の連携推進
- ●ふるさとに愛着がもてる教育の推進
- ●小規模校のメリットを生かし、デメリットを克服する教育の推進
- ●学校教育と生涯学習が連携した学び合いの推進
- ●学び合い、生かし合う生涯学習の推進
- ●文化、芸術、スポーツを生かしたまちづくり
- ●地域の歴史や文化遺産などの活用と今後の魅力づくり
- ●人権尊重、多文化共生*の取組の推進
- ●男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

環境 景観

豊かな自然と地域資源を生かした、持続可能で美しい環境づくりが必要

- ●ホタルが生息する環境保全
- ●まちなみや景観の保全
- ●水環境、水源の里*まいばらの魅力発信
- ●自然保護、里山保全、地域資源の有効活用
- ●子どもの遊び場の確保
- ●産廃処理、リサイクル、米原型環境保全による資源循環
- ●新エネルギー*等、地球にやさしい技術の導入
- ●ごみ分別の徹底啓発
- ●耕作放棄地の解消による景観維持、水田保全

安全 安心

生活に安全と安心をもたらす仕組みと仕掛けづくりが必要

- ●避難行動要支援者プラン、地域防災計画との整合
- ●自主防災組織の活性化
- ●消費者被害防止、交通安全、子どもの見守り
- ●生活に密着した公共交通(路線バス、乗り合いタクシーの経路等の見直し)
- ●福祉有償運送など多様な移動手段の検討
- ●災害時の情報伝達体制の拡充(自主防災組織を活用した避難情報伝達など)

産業 労働

地域の個性と魅力を高め、活力あふれる産業振興が必要

- ●農業経営の安定化につながる施策
- ●人・農地プラン*の推進
- ●起業家支援、創業支援
- ●定住促進のための買い物支援、移動支援、利便性の確保
- ●古民家活用等の空家対策
- ●米原の資源を生かした特産品開発
- ●地域資源のブランド化と米原市の魅力発信(シティセールス)
- ●交流体験型観光の推進
- ●6次産業化*、農商工連携
- ●地域課題に対応するための地域ビジネスの推進

都市 基盤

住み良いまちづくりに向け、地域連携による交流とつながりの創出が必要

- ●米原駅の都市機能の強化
- ●駅を中心としたまちづくり
- ●地域の歴史や文化を生かした広域観光
- ●地域ごとの交通利便性の確保とアクセスネットワークづくり

行政 運営

公民連携によるまちづくりの推進と持続可能な行財政運営が必要

- ●新たな支え合いの仕組みを支える組織づくり
- ●人口減少社会に備え、自治会の枠を超えた学区単位等のまちづくり
- ●専門性を有する行政職員の養成
- ●行政サービスの向上と総合相談体制の整備
- ●庁内部門横断的な取組で地域課題を解決する仕組みづくり
- ●市民参加、市民協働*の機会を増やす行政運営

5 まちづくりの方向性

1 米原市の強み・弱み

本市の地域特性からみた強み、弱みは次のとおりです。強みを生かし、弱みを補うまちづくりに取り組む必要があります。

地域特性

米原市の強み

- ●交通の要衝
- ●豊かな自然環境
- ●情報基盤(ケーブルテレビ)
- ●地縁型社会
- ●歴史・文化資源

米原市の弱み

- ●都市機能の集積
- ●都市基盤の整備
- ●まちの一体感
- ●まちのブランドカ

2 基本理念のキーワード

これまでに実施した市民意識調査、小中学生アンケート、市民ワークショップの 結果を踏まえ、米原市総合計画審議会においてワークショップを行い、基本理念に ついて検討しました。

【ワークショップの意見】将来の望ましいまちの姿

- ●人が温かく、心豊かで誰もが住み続けたいまち
- ●みんなで変革し、前進し、新しい価値をつくり出し、思いが実現できるまち
- ●子どもから高齢者まで、みんなが社会の中で役割がある総 働のまち
- ●生涯現役で人生を楽しみ健康で活躍できるまち
- ●自然の豊かさを感じながら、自然と共生する暮らしができ るまち
- ●旧町が4つの雰囲気から、まとまって「一つの米原市」へ
- ●交通拠点を生かした観光振興、近畿、東海、北陸を結ぶ地域として利便性を生かす
- ●豊かさ、プライド、わくわくする気持ち、チャレンジする 気持ちを持って、子どもや若者の夢や希望が育つまち
- ●歴史文化を知りながら子どもたちが育ち、生きる知恵が伝 わっていくまち

【望ましいまち姿の実現方法】

- ●心をつなぐ
- ●思いをつなぐ
- ●人をつなぐ
- ●世代をつなぐ
- ●自然と人をつなぐ
- ●地域をつなぐ
- ●市内外をつなぐ
- ●夢や希望をつなぐ (持ち続ける)
- ●歴史文化を次世代へ つなぐ

第1次米原市総合計画の基本理念を「つなぐ」 をキーワードに発展させ、第2次米原市総合計画の 基本理念を創出します。

つなぐ

3 基本理念の方向性

第1次米原市総合計画の3つの基本理念「人が元気」、「まちに活力」、「風土に愛着」を引き継ぎながら、第2次米原市総合計画におけるキーワード「つなぐ」を掛け合わせて、第2次米原市総合計画における新しい基本理念を生み出します。

【基本理念と計画の方向性】

【人が元気】×【つなぐ】

人と人がつながり連携して支え合い、育み合うことで、誰もがその人らしく、 健やかに充実した生活ができる安らぎとゆとりのあるまち

【まちに活力】×【つなぐ】

地域に暮らす人々が互いに育み合い、支え合う地域がつながり合うことで、 一つの米原市として、より大きな活力を生み出すまち

【風土に愛着】×【つなぐ】

過去・現在・未来へ時をつなぐまちづくりを推進し、水源の里*としての魅力や 個性を次世代へ伝え、新たな価値を創る持続可能なまち

【まちづくりの背景と今後の方向性】

米原市は、人と自然が共生して命の水を育む「水源の里*」です。長年にわたり人々の営みを通じて地域の資源が守られ、美しい自然や伝統文化が大切に引き継がれてきました。私たちは、この財産を守り続けるとともに、上流と下流の支え合いの中で様々な資源が循環し、水源の里*を守る人の心と力の結集によって再生される地域社会を守り育てながら、現在および将来の市民が元気で生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを進めてきました。

今後のまちづくりにおいても、市民とともに知恵を出し合いながら、人口減少や超高齢社会への対応など様々な課題を乗り越え、愛着と誇りを感じながら、地域の特色を生かした魅力あるまちの実現を目指していかなければなりません。そのためには、人と人、地域と地域が互いにつながり合いながら、安全安心なまちづくりを進め、全ての市民がいつまでも元気で自己の実現と幸せを追求できる環境を整えることが重要です。

これまで取り組んできたまちづくりの成果を踏まえ、まちの主役である市民とともに力を合わせて築くまちづくり、次世代に責任を持てるまちづくりを進める必要があります。人、地域、時代をつなぐまちづくりの観点を大切にしながら、持続可能なまちの未来を築くため、計画の礎となる基本理念および将来像を定めます。



基本構想

第1章 基本理念

本市の基本理念を次のように定め、まちづくりの全ての分野にわたり、重視していく考え方とします。

基本理念 1 人と人を つなぐ

●人と人をつなぐまちづくり【元気な人】

子どもから高齢者まで世代を超えて、市民と市民、市民と行政が一緒になって、地域の課題解決に取り組む総働*1・共創*2のまちを目指します。

※1:総働 多様な主体による協働*

※2: 共創 分野の異なる人々の特性を生かして、連携して創造す

ること

基本理念 2 **地域と地域を** つなぐ

●地域と地域をつなぐまちづくり【活力あるまち】

地域特性に磨きをかけ、更なる魅力や個性が光る地域づくりに取り組み、地域間の交流と連携を活発にすることで、一つの米原市として大きく輝くまちを目指します。

基本理念3 現在・過去・未来 (時)をつなぐ

●現在・過去・未来(時)をつなぐまちづくり【愛着ある風土】

豊かな自然環境と長い歴史の中で培われてきた、地域の 多彩な魅力や個性を生かしながら次世代に引き継ぐとと もに、市民が風土に愛着を持ち、将来に渡って「住み続け たい」と思えるまちを目指します。

第2章 将来イメージ

1 将来像

基本理念を踏まえ、10年後に目指す米原市の姿として、次のように将来像を設定します。

ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市

第2次米原市総合計画では、人口が減少する現実をただ受け入れるのではなく、米原市ならではの暮らしの豊かさを更に高め、持続するまちとしての未来を創生していくことが求められています。このため、人と人、地域と地域がつながりながら、全ての市民が互いを認め合い、支え合い、人のぬくもりを感じ、いつまでも自分らしく生き生きと暮らしていくことのできる、豊かな地域社会の創生を目指します。

また、先人から受け継いだ美しい自然、輝かしい歴史や特色ある文化を守り育てるとともに、市民と行政が情報や目標を共有し、互いの役割と責任を自覚しながら協力してまちづくりに取り組みます。そして、市民一人一人が米原市民であることに誇りを持ち、魅力あるまちとして成長し続けていくことで、米原市に住んでいる人からは住み続けたいと思えるまちを、市外の人からは行ってみたい、住んでみたいと思われるまちを、米原市に住んでいた人からは、帰りたいと思われるまちを目指します。

【将来像に込めた思い】

○ともにつながり ともに創る

・まちづくりの基本方針を示し、基本理念を包括します。

○住みよさ実感

- ・持続するまちの根源である「住みよさが実感できるまち」を目指します。
- ・「住みよさ実感」の「実感」は、住み続けたいまちとしての満足感、やすらぎや ゆったりとした暮らしの満足感などの高まりを表します。
- ・これまでの「交流のまち」から「住みたいまち」へ前進する意味を込めています。
- ・住みたいまち、住み続けたいまちとして、シティセールスおよび「まち・ひと・ しごと米原創生総合戦略*」の目標である「住んでよかったと実感されるまち」 を「住みよさ実感」と表現しています。

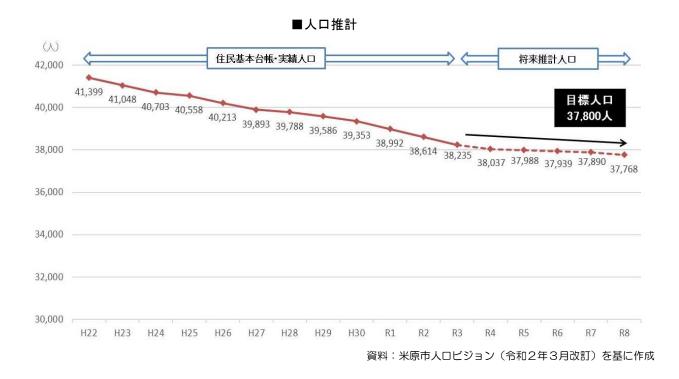
〇米原市

・個性が光る地域づくりに取り組み、地域間交流を活発にすることで、魅力あふれる 地域がつながって、ひとつの米原市として大きく輝くまちを目指すため、米原では なく米原市として表現しています。

2 将来の目標人口

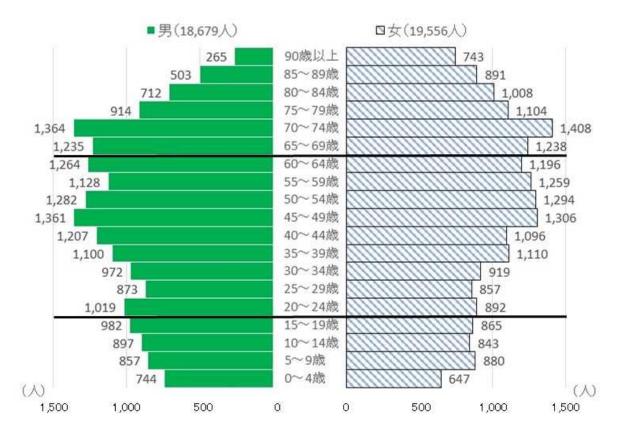
令和2年3月に策定した「米原市人口ビジョン*」において、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に、今後、出生数の増加と移住定住の推進を図ることによる人口の安定化に向け、本市独自の将来人口の展望を示しています。

基本構想の目標年度である令和 8 年度(2026 年度)の目標人口は、「米原市人口ビジョン*」に基づき37,800人とします。

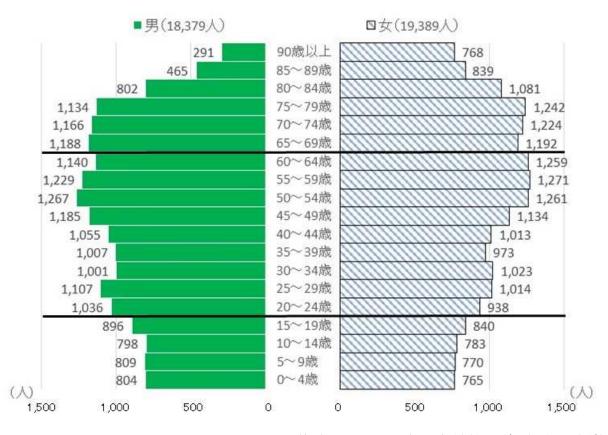




■人口ピラミッド(令和3年)



■人口ピラミッド(令和8年)



※端数処理により、人口内訳の合計と総人口が一致しないことがある。

3 将来都市構造

本市では、地域の実情に応じた計画的な土地利用を誘導し、将来の都市構造を設定します。地理的、歴史的、社会的特性を踏まえ、京阪神圏、中京圏、北陸圏などへつながる産業交流や文化交流を促進しつつ、更なる発展を目指し、調和のとれたまちとなるよう整備を進めていきます。

(1) 拠点について(点的な構成要素)

①都市拠点	多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、多様な都市機能が集 積し活発な都市活動をけん引する場
②生活交流拠点	地域の日常生活やコミュニティ、交流を支える場
③産業・流通拠点	交通の利便性等を生かした産業や流通機能が集積し、市の産業振 興をけん引する場
④レクリエーション拠点	良好な緑や水辺の環境を生かしながら、市民の休息やレクリエー ション活動を支える場
⑤歴史・観光拠点	歴史文化的資源を活用して、観光や交流活動の活性化を担う場

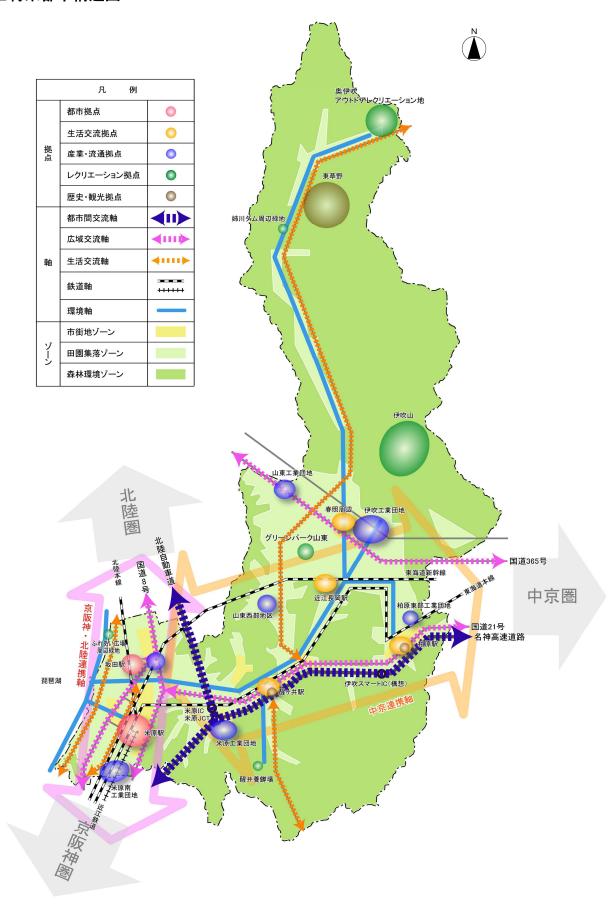
(2) 軸について(線的な構成要素)

①都市間交流軸	京阪神、中京、北陸と連絡し、広域的な交流を支える道路
②広域交流軸	長浜市や彦根市等との広域的な交流を支える道路
③生活交流軸	都市拠点や生活交流拠点、各地域を連絡し、地域の日常生活を支 える道路
④鉄道軸	京阪神、東海地方との交流を支える新幹線、地域の日常生活を支 える鉄道等の主要な公共交通動線
⑤環境軸	特徴的な自然環境、歴史や文化資源を結び、潤いのある都市環境 を支える河川等

(3) ゾーニングについて(面的な構成要素)

①市街地ゾーン	住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、 工業・流通業務地としての働きやすい環境等を備えた日常生活、 都市活動を支える地域
②田園集落ゾーン	集落と農地が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える 地域
③森林環境ゾーン	森林の保全、管理された緑地空間として維持や保全を図る地域

■将来都市構造図



第3章 基本目標

本市の地域資源を生かしながら、目指すまちの将来像「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を実現していくため、次の6つのまちづくりの基本目標を定め、政策を推進します。

1 健やかで安心して暮らせる支え合いのまちづくり【福祉】

子どもを生み育てることができる環境を整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。また、地域の支え合いを大切に育て、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される総合的な支援体制を構築し、いつまでも安心して生き生きと健やかに暮らせる支え合いのまちづくりを進めます。

2 ともに学び輝き合う人と文化を育むまちづくり【教育・人権】

就学前からつながりある学びの環境が整い、学校(園)、家庭、地域が連携しながら、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、ふるさとを愛し誇りに思う子どもを育てます。また、生涯を通じて、いつでもどこでも誰でも学ぶことができる環境と、学びの成果を地域に還元できる学び合いのまちづくりを進めるとともに、スポーツ、文化、芸術の振興を図ります。また、互いに認め合いながら人権を大切にし、多様な主体が共生できるまちづくりを進めます。

3 水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり【環境・防災】

先人から受け継いできた豊かな自然を次世代に引き継ぐため、人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民の生命や財産を災害から守り、安心して暮らすことができるよう、自助、共助、公助による助け合いの体制を構築し、地域防災の充実を図るとともに、防犯、交通安全対策および消費者支援など、安全で安心なまちづくりを進めます。

4 地域の魅力と地の利を生かした活力創出のまちづくり【産業経済】

豊かな自然や魅力ある歴史文化資源を生かしながら発信するとともに、おもてなしを意識した観光を振興するなど交流人口の増加を図ります。また、地域資源を生かした特産品のブランド化、農林水産業の6次産業化*や担い手の育成、女性や若者の創業支援など、新たなビジネスや雇用の創出を図り、地域の魅力を磨き生かした、にぎわいと活力あふれるまちづくりを進めます。

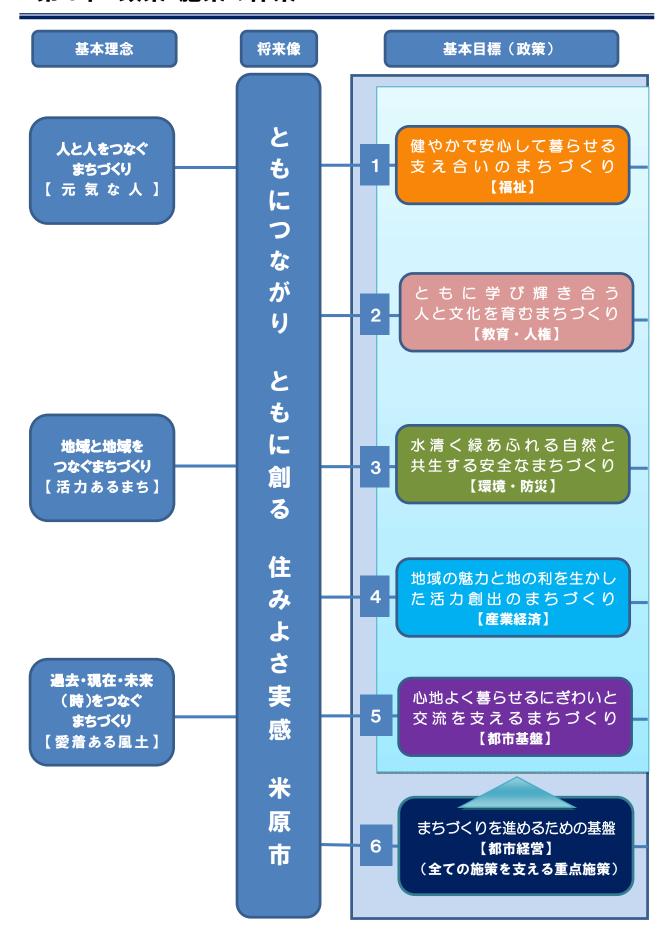
5 心地よく暮らせるにぎわいと交流を支えるまちづくり【都市基盤】

地域の実情に即した効率的で秩序ある土地利用を進め、鉄道駅を核に地域生活拠点の形成を進め、コンパクトな地域の拠点をつくり、公共交通ネットワークでつなぐ快適な定住環境のまちづくりを進めます。また、市民生活の基礎となる道路網の整備や老朽化橋りょうなどの計画的な予防保全など、にぎわいと定住環境を支える基盤整備を進めます。

6 まちづくりを進めるための基盤【都市経営】

総合計画を推進するため、多様な主体とまちづくりに取り組む総働・共創のまちづくりを進め、それぞれの立場から地域の課題解決に取り組み、公的サービスを担っていく、新たな支え合いの仕組みづくりを推進します。また、人口減少で低下が懸念される地域力*を補うため、地域の個性を大切にしながら、住み良いまちづくりにともに取り組む自治会の枠を超えた組織づくりや、社会の変化に的確に対応できる行財政運営の取組など、総合計画に掲げた施策を推進するため、健全で持続可能な行財政運営を進めます。

第4章 政策・施策の体系



施策目標(施策)

- 1-1 安心して子育てができ女性や若者が輝くまち(**子育て支援**)
- 1-2 地域で支え合い安心して暮らせるまち(地域福祉/生活困窮)
- 1-3 住み慣れた地域で健やかに暮らせる安心長寿のまち(高齢者福祉)
- 1-4 自分らしく地域で自立した生活を送ることができるまち(障がい福祉)
- 1-5 心と体の健康づくりにみんなで取り組むまち(健康づくり)
- 1-6 いつまでも安心して暮らせる仕組みが整ったまち(保険/医療)
- 2-1 心豊かで多様な未来を切り拓く子どもが育つまち(就学前・学校教育)
- 2-2 地域全体で子どもを守り育てるまち(家庭・学校・地域連携/青少年)
- 2-3 人と地域を豊かにする学び合いと育ち合いのまち(生涯学習)
- 2-4 誇りと愛着のある地域文化を守り生かし伝えるまち(歴史文化)
- 2-5 スポーツによって、人と人、地域と地域がつながるまち(スポーツ)
- 2-6 一人一人が尊重され平和を大切にするまち(人権/男女/多文化)
- 3-1 生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち(自然環境)
- 3-2 彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち(生活環境)
- 3-3 自然や風土と調和した美しい風景を守り伝えるまち(景観)
- 3-4 みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち(防災/消防)
- 3-5 暮らしの安全と生活の安心を守るまち(防犯/消費生活/交通安全/上下水道)
- 4-1 地域資源を磨き生かしたおもてなし観光のまち(観光)
- 4-2 1次産業の振興と6次産業化*でにぎわいを創出するまち(農林水産)
- 4-3 地域特性と地の利を生かした元気な商工業を創出するまち(商工業)
- 4-4 多様な働き方、働く場所、働く機会を創出するまち(雇用/労働)
- 5-1 鉄道駅の機能を生かしたにぎわいのまち(駅周辺活性化)
- 5-2 コンパクトな地域の拠点をつくり、公共交通ネットワークでつなぐ 快適な定住環境のまち(都市計画/公共交通/定住促進)
- 5-3 快適で安全な暮らしを支える道路交通網が整備されたまち(道路)
- 6-1 多様な主体による協働*のまちづくりの推進(総働・共創のまちづくり)
- 6-2 効果的な情報発信と情報共有の推進(シティセールス/広報広聴)
- 6-3 新しい地域の仕組みづくり(自治会支援/新たな支え合いの仕組みづくり)
- 6-4 効果的かつ効率的な行政経営の推進(公民連携/公共施設マネジメント)
- 6-5 健全で安定した財政運営の推進(健全財政)



施策展開

施策展開 第1章~第6章



基本構想の推進

第1章 基本構想の推進に向けて

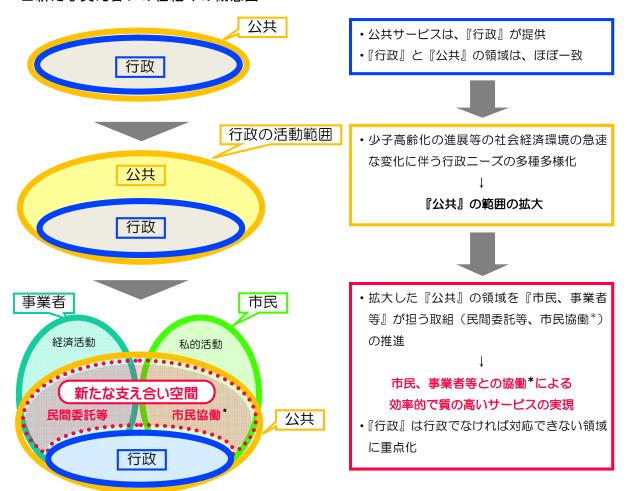
1 地域経営の観点に立った行財政運営の推進

総合計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策を担当する各部局は、総合計画に即した分野別計画の策定や改正等を行い施策の展開を図ります。また、施策展開の方向性に合わせた事務事業について予算編成を行い、地域経営の観点に立った事業を実施します。

2 総働・共創によるまちづくりの推進

総合計画の推進に当たっては、子どもから高齢者まで世代を超えて、市民と市民、市民と行政が一緒になって地域の課題解決に取り組む、総働・共創のまちづくりを進めていきます。また、多様化する市民ニーズに対応し、効率的で質の高いサービスを実現するため、多様な主体(市民、事業者等)がそれぞれに持つ知識や経験、技術、人材、情報、資金などを集結し、互いに役割分担をすることで公共サービスを担う「新たな支え合いの仕組み」を創造していくことを念頭に計画を推進します。

■新たな支え合いの仕組みの概念図



3 PDCAサイクルに基づく進行管理

総合計画の計画的な推進と施策・事業の実効性を確保し、総合計画、行政評価および予算の連携を強化するため、PDCAサイクル*(計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action))による進行管理を行います。

また、総合計画を確実に推進するため、施策目標に位置付けた成果指標について、定期的に数値を把握するとともに、より実効性の高い施策、事業展開を図るため、実施後に事務事業評価を行い、これに基づいて新規、拡充、縮小、廃止などの改善や見直しを行い、評価結果を次年度に反映していくマネジメントサイクルに基づいた進行管理を行います。

